



# 情報 FUKUOKA 第104号

# トライ

**JRTU** 発行 者  
九州旅客鉄道労働組合  
福岡地方本部  
発行責任者 岩永 康志  
編集責任者 森永 克章  
北九州市小倉北区室町3-137-1  
NTT (093) 583-3385  
JR (091) 4307-4308

## サマーフェスティバル情報

8月23日(土)・24日・25日(日)開催  
日帰り：朝倉地区 バス旅行



福岡地本で企画しているサマーフェスティバルの中心を少しずつですが紹介していきます。  
昼食会場はカルナパーク花立山のレストランでバイキングです。

日々の業務の中で他職種の方々と交流する機会はないか、ないかと思えます。他システムの業務を知り自らの業務に生かす仕事の幅を広げましょう。  
多くのご参加をお待ちしております。



ニューメンバーズセミナーは、新たにJR九州労組の仲間となった、今年度入社社員と、昨年のニューメンバーズセミナー



その後、教宣部より労働組合の役割や、JR九州労組の概要、安全確立や政策活動、労働条件

また、未開催の地区や当日参加できなかった新規組合員を対象に今後も随時開催していきます。

以降に入社したパートナースタッフを対象に毎年開かれていたもので、今年度も多くの新規組合員が集まりました。  
福岡市内で開催されたセミナーでは、本部を代表して上野副委員長と福岡地本を代表して岩永委員長が、JR九州労組への加入に対して謝辞を述べるとともに、今日のセミナーで何かひとつでも学んでいただき、今後、参加者の中からJR九州労組の運動を担っていただく方が一人でも多く輩出されることを切に願う。とあいさつしました。

参加者からは、組合と聞いて堅いイメージがあったが、労働組合がボランティアなど、多岐にわたる活動をしていることに驚いた。レクリエーションなどの活動もあり是非参加してみたい。との声も多く聞かれました。  
福岡地方本部では、今後も新規組合員が参加しやすく、分かりやすいセミナーを目指して取り組んでいきたいと考えます。

福岡地方本部と各支部は、6月25日に小倉地区、6月28日に北九州地区、6月29日に福岡市内で2014ニューメンバーズセミナーを開催しました。平成26年度入社社員とパートナースタッフの新規組合員約150名が参加、労働組合が果たしている役割や、JR九州労組が取り組んでいる活動などを学びました。また、セミナー後に行われたレクリエーションでは、参加者同士の親睦を図るとともに、JR九州労組の一員として奮闘していく決意を誓いました。

## 労働組合の役割や活動など学ぶ 各支部でニューメンバーズセミナーを開催



**7月** 生活応援バンク **ろうきん**  
ボーナス控除日 口座引き落とし日  
**6月30日** ⇒ **28日**  
給与控除日 口座引き落とし日  
**25日** ⇒ **28日**  
※28日の引落しが出来ないと延滞扱いになります。ご注意ください。

### 横地修治さん 元八幡駅

○現在の家族構成  
日頃はカミさんと2人静かなものですが、週末になると孫たちが帰ってきて大家族になります。そんな訳で月曜は屋 過ぎまでかかって家の中の後始末。

○日課・趣味  
昼4枚分ほどの広さの畑ですが昨年は3本の苗から56本のキュウリが取れました。無農薬を基本でやっているのです。オクラが虫にやられて苦戦中。

○旅行の計画  
死ぬまでに一度ヨーロッパ鉄道旅行がしたいと思い、トーマス・クックの時刻表とインターネットを眺めながらあれこれ計画を練っています。果たして体がついていけるかわかりませんが計画だけでなかなか楽しい。語学力はありませんが身振り手振りでなんとか乗り切るつもりです。

○最後の職場とその後  
八幡駅を最後にJR九州鉄道営業東郷駅に転出。安い給料でしたが同世代の集まりで結構楽しかった。それでも、何となく残りの人生がもったいないと思い63歳でやめました。最近では毎日暇との闘いです。時々薬を飲み忘れても、晩酌は欠かしたことはありません。  
なにかありましたら声をかけて下さい。

### 今何しよっと？

**委員長のつぶやき**  
労働組合にしかできない重要な機能として「労働協約の締結」がある。労働協約に定める労働条件や待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は無効となり、労働協約の定める基準とされる。▼しかし、労働組合がない場合は、就業規則がその基準となる。就業規則は使用者が一方的に作成できるため、労働者の希望に基づき変更は皆無といえる。▼雇用形態の多様化を背景にして、「労働契約法」が数年前から施行されている。▼労働契約法は、その第1条に規定されているとおり、「労働者の保護」と「個別の労働関係の安定」を目的としていっている。また、労働契約法第10条には就業規則の不利益変更が可能となる規定もある。▼個人が会社と労働契約を締結または変更する際に、「対等の立場における合意」が果たしてどれほどなされるであろうか。▼こうした事態に立ち至ったときは、法的手段に訴えるにしても時間と費用がかかるため、殆どの場合、泣き寝入りするか、転職・退職するしかない。▼転ばぬ先の杖、今ほど労働組合が社会的に重要かつ必要な時はない。労働組合が存在しない会社に、一日でも早く結成を！▼なお、私たちを含む既存の労働組合は、労働協約の締結に必要な交渉力の強化も忘れてはならない。一人でも多くの中間の参集、団結が欠かせない。▼解決すべき課題が労働の枠を超える政治的もしくは社会的な課題も多い。そのため、産業別組織や連合に加盟して労働条件の向上を目指している。